

## 生活保護（生活に困ったとき）

### ○生活保護とは

家計を支えていた人の死亡や、病気、けがなどにより、収入が減ったりなくなったりして生活に困っている人や、その家族に対して必要な保護を行い、自立を援助する制度です。

生活保護は、その世帯で利用できる資産や能力、その他あらゆるものを活用してもなお生活ができないときに行われます。（生活保護法第4条「補足性の原理」）

外国籍の方については、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者等の在留資格を有する場合に生活保護法による保護等に準じた保護の適用となります。

### ○扶助の種類

生活保護には、次のような扶助があり、必要に応じて給付されます。

- (1) 生活扶助  
衣食その他日常の需要を満たすために必要な費用
- (2) 住宅扶助  
家賃、地代及び住宅の補修その他住宅の維持のために必要な費用
- (3) 教育扶助  
義務教育に伴って必要な給食、学用品等の費用
- (4) 介護扶助  
介護サービスを受けるための費用
- (5) 医療扶助  
病院、診療所等医療機関において、診療を受けるための費用、薬剤等の費用
- (6) 一時的援助

特別な必要に応じて、次の扶助があります。ただし支給には一定の要件、金額の限度があります。

- ① 出産扶助：分娩のための入院料や衛生材料費用
- ② 生業扶助：小規模の事業開始のための費用や、技能を身につけるための費用など
- ③ 葬祭扶助：火葬や遺体運搬費用など
- ④ 臨時的扶助：おむつ、寝巻などの被服費、災害により失った炊事用品や食器等、特別に必要な交通費、家屋の修理費、転居に必要な敷金等や、小学校、中学校に入学するときの準備費用など

問い合わせ先

西宮市役所厚生課

0798-35-3056

### ○生活福祉資金の貸し付けについて

経済的に困っている低所得、障害または高齢世帯に対して、家の改築、補修の費用、高校、大学へ進学するための費用などを、一定の条件をもとに、貸付を行う制度です。

問い合わせ先

西宮市社会福祉協議会（総合相談支援課） 0798-37-0010

もしくはお住まいの地区の民生委員・児童委員

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。